

男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月24日

男鹿市教育委員会

教育長

男鹿市教育委員会規則第2号

男鹿市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

男鹿市教育委員会会議規則（平成17年男鹿市教育委員会規則第1号）  
を次のように改正する。

改正後	改正前
(主催者) 第2条 (略)	(主催者) 第2条 (略)
<b>第3条 削除</b>	<u>(教育長の職務代理)</u> <b>第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、その職務を代理する委員を教育長が予め定めるものとする。</b>
(会議の招集) 第4条 (略)	(会議の招集) 第4条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。